

○「公益的機能維持増進協定取扱要領」の制定について

〔平成 25 年 3 月 28 日 24 林国経第 61 号〕

林野庁長官より各森林管理局長あて

〔最終改正〕令和 4 年 3 月 22 日 3 林国経第 89 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）による公益的機能維持増進協定の締結等に係る事務の取扱いについて、別紙のとおり「公益的機能維持増進協定取扱要領」を定めたので、了知の上、本制度の円滑な実施に努められたい。

〔平成 25 年 3 月 28 日 24 林国経第 61 号〕

林野庁長官より各都道府県知事あて

〔最終改正〕令和 4 年 3 月 22 日 3 林国経第 89 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）による公益的機能維持増進協定の締結等に係る事務の取扱いについて、別紙のとおり「公益的機能維持増進協定取扱要領」を定め、森林管理局長宛て通知したので御了知願います。

また、貴管下の市町村その他関係者への周知をお願いします。

公益的機能維持増進協定取扱要領

1. 公益的機能維持増進協定の意義

国有林に隣接・介在する民有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による整備及び保全が十分に行われていないものがみられ、その位置関係等により当該民有林における土砂の流出等の発生が国有林の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼしたり、鳥獣、病虫害、外来種その他の森林の公益的機能に悪影響を及ぼす動植物の繁殖が国有林で実施する駆除等の効果に支障を生じさせる場合がある。

このため、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第42号）により森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）が改正され、森林管理局長は、法第7条の2第1項の国有林の地域別の森林計画に定められた公益的機能別施業森林区域内に存する国有林の有する公益的機能の維持増進を図るため必要があると認めるとき、当該国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる市町村森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林区域内に存する民有林の森林所有者等又は当該森林所有者等及び当該民有林の土地の所有者と公益的機能維持増進協定（以下「協定」という。）を締結して、当該協定の目的となる森林の区域（以下「協定区域」という。）内に存する森林の整備及び保全を行うことができるとする制度が設けられたものである。

2. 協定の内容

（1）協定区域

ア 協定区域とする民有林は、市町村森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林区域内に存する民有林のうち、森林管理局長が、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために、国有林の地域別の森林計画に定められた公益的機能別施業森林区域内に存する国有林と一体として協定期間中に具体の整備及び保全を行うことが相当と認める民有林とする。

イ 協定区域とする国有林は、アの民有林を取り囲む林班及び当該民有林と一体として整備及び保全を行うことが適当と認められる国有林の小班を含む林班とする。

（2）協定の締結者

ア 協定締結の対象者は、（1）アの民有林の森林所有者等（森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者をいう。以下同じ。）及び土地の所有者（森林の土地を所有している者（森林所有者等を除き、作業路

網その他の施設の所有者を含む。)をいう。以下同じ。)とする。

イ 協定締結に当たっては、法第10条の15第2項により、当該民有林の森林所有者等及び土地の所有者の全員の合意が必要であることから、所有者不明森林を協定区域に含めようとする場合などにはこのことに留意すること。

(3) 協定の締結事項

協定の締結に当たっては、次の事項に留意することとする。

ア 法第10条の15第1項第1号の「協定区域及びその面積」については、次のとおり必要事項を記載すること。

① 協定区域は、区域が明確となるよう、字、地番、林小班等の事項を記載するとともに、森林計画図等を用いて協定区域を明示した図面等を添付すること。

② 面積は、民有林及び国有林の別に記載することとし、単位はh a（小数点以下第3位を四捨五入）とすること。

イ 法第10条の15第1項第2号の「森林管理局又は森林所有者等が行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他協定区域内に存する森林の整備及び保全に関する事項」は、森林法施行規則（昭和26年農林水産省令第54号。以下「施行規則」という。）第30条第2号において「協定区域内に存する森林についての所在場所別の森林施業の種類、その対象となる面積及び樹種並びにその実施の方法及び時期が定められていること」が協定の基準とされていることから、森林施業等の実施箇所（林小班）ごとに、次のとおり必要事項を記載すること。

① 森林施業の対象となる面積及び樹種を記載すること。

② 森林施業の種類については、協定区域において行う森林施業について、造林、保育及び伐採に区分し、造林については人工造林（植栽）、人工造林（播種）、天然更新（ぼう芽）、天然更新（天然下種）に、保育については下刈、つる切、除伐等に、伐採については主伐（皆伐）、主伐（択伐）、間伐にそれぞれ細分すること。

③ 実施の方法は、実施主体及び請負実施、自家労働等の実行形態を記載すること。

④ 実施の時期は、①の森林施業の種類の詳細ごとに、実施年度を記載すること。

⑤ 「その他協定区域内に存する森林の整備及び保全」は、事業実施のための森林調査、火災予防、盗伐防止、境界の管理等を目的とした巡視、病虫害対策、外来種の駆除等とすること。

⑥ 森林基本図等を用いて森林施業等の実施箇所を明示した図面を添付すること。

ウ 法第10条の15第1項第3号の「前号に掲げる事項を実施するために必要な林道の開設及び改良並びに作業路網その他の施設の設置及び維持運営に関する事項」については、施行規則第30条第3号において「林道の開設及び改良並びに作業路網その他の施設の設置及び維持運営の場所、方法及び時期が定められていること」が協定の基準とされていることから、次のとおり必要事項を記載すること。

- ① 林道の開設及び作業路網その他の施設の設置については、協定に定めた事項に基づいて行う森林施業等の実施のために必要なものについて記載すること。
- ② 作業路網その他の施設とは、作業路網、土場、作業場等とする。
- ③ 作業路網その他の施設の維持運営は、作業路網その他の施設を使用しようする状態に保つために必要な砂利敷き、草刈り、見回り等とすること。
- ④ 場所については、森林基本図等を用いて実施箇所を明示した図面を添付すること。
- ⑤ 設置及び維持運営の方法は、実施主体及び請負実施、自家労働等の実行形態を記載すること。
- ⑥ 実施の時期は、想定されるおおよその実施年度を記載すること。
- ⑦ ①に付随する民有林における伐採について、2の(3)イ②に係る記載が行われない場合には、法第10条の8第1項第4号に基づく伐採及び伐採後の造林の届出の特例の対象とならないことに留意すること。

エ 法第10条の15第1項第4号の「前二号に掲げる事項の実施に要する費用の負担」については、施行規則第30条第1項第4号において「協定区域内に存する民有林の整備及び保全並びに当該民有林における林道の開設及び改良並びに作業路網その他の施設の設置及び維持運営に要する費用についての国、当該民有林の森林所有者等及び当該民有林の土地の所有者の負担割合が定められていること」が協定の基準とされていることから、関係予算等を踏まえた適切な負担割合を記載すること。

オ 法第10条の15第1項第5号の「協定の有効期間」については、同条第3項において有効期間は10年を超えてはならないとされていることから、その範囲で必要な期間を設けること。

カ 法第10条の15第1項第6号の「協定に違反した場合の措置」については、施行規則第30条第1項第5号の規定により「協定に違反した場合の措置が、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと」が協定の基準とされていることから、協定に違反をした森林所有者等に対して、過度の私権の制約とならないような合理的な範囲内で、違反行為の差し止めに関すること等を定めること。

また、協定に違反した行為が改善されない場合は、協定を解除するとともに、協定に基づいて国が民有林において行った森林整備等に要した経費のうち、国の支出した費用に相当する額の返還を求めることがある旨を協定に明記すること。

(4) 協定の基準等

法第10条の15第4項に掲げる基準の適合については、以下の点について確認すること。

ア 法第10条の15第4項第1号の「国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものであること」については、

- ① 協定区域の国有林が、国有林の地域別の森林計画に定められた公益的機能別施業森林であること。
- ② 協定区域の国有林に、公益的機能の維持増進を図るために必要な整備及び保全の実施予定があること。
- ③ 協定区域の民有林について、公益的機能の維持増進を図るための造林、整備及び保全の実施が必要であり、その整備及び保全を行わなければ、協定区域の国有林が発揮する公益的機能又はその維持増進のために行う森林施業の効果若しくは効率性を低下させるおそれがあること。

イ 法第10条の15第4項第2号の「民有林の有する公益的機能の維持増進に寄与するものであること」については、

- ① 協定区域の民有林が、市町村森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林区域内に存すること。
- ② 協定区域の民有林について、公益的機能の維持増進を図るための整備及び保全の実施が必要であること。

ウ 法第10条の15第4項第3号の「森林の利用を不当に制限するものでないこと」については、民有林、国有林を問わず、協定締結を理由として協定区域内の森林の利用並びにその利用に不可欠な林道及び作業路網その他の施設の利用を不当に制限するものではないこと。

エ 法第10条の15第4項第4号の「協定区域内に存する民有林又は当該協定区域に近接する民有林において、都道府県が治山事業を行い、又は行おうとしているときは、当該治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること」については、協定及び治山事業は、森林管理局長や都道府県知事が、土地の形質の変更を伴う施設の設置を含めた整備を主導的に行うものであることから、協定による整備及び保全の措置が、治山事業の円滑な実施の支障とならないよう配慮した内容になっていること。

オ 法第10条の15第4項第5号の「第一項各号に掲げる事項について農林水産省令で定める基準に適合するものであること」については、施行規則第30条各号に掲げる基準に適合していること。

(5) 都道府県知事の意見聴取

法第10条の15第5項の都道府県知事の意見聴取については、協定の案を示し、文書をもって行うものとする。

3. 協定の公告・縦覧等

(1) 協定の縦覧等

法第10条の16の縦覧等の実施に当たっては、以下の点に留意することとする。

ア 公告は、森林管理局及び協定区域の国有林を管理する森林管理署、支署又は森林管理事務所（以下「関係森林管理署等」という。）の掲示板への掲示その他所定の方法により実施すること。

イ 利害関係人の縦覧は、協定の案により行うこと。

ウ 利害関係人には、民法上の利害を有する者のほか、協定の内容に利害関係を有する国の行政機関の長、都道府県知事、市町村長を含むものとする。

エ 利害関係人から意見書の提出があった場合には、その内容に係る事実関係を調査の上、妥当と認められるものにあつては、協定締結者と協議の上、協定内容の修正を検討すること。また、必要に応じて、学識経験者の意見を聴取すること。

オ 意見書を提出した利害関係人に対してエの検討結果を通知すること。

カ 法第10条の16第3項の市町村長の意見聴取は、協定の案（エの協定内容の修正があった場合には、これを反映した案）を示し、文書をもって行うこと。

(2) 協定の公告等

法第10条の17の公告等の実施に当たっては以下の点に留意することとする。

ア 公告は、森林管理局及び関係森林管理署等の掲示板への掲示その他所定の方法により実施すること。

イ 法第10条の17第1項の公衆の縦覧は、協定の写しにより行う。

ウ 法第10条の17第2項の市町村の長への通知は、協定締結の日から30日以内に、協定の写しを送付して行うこと。

(3) 協定区域である旨の明示

法第10条の17第1項の協定区域である旨の明示については、施行規則第32条により、当該協定区域を表示した標識を設置することになるが、標識には、区域の表示のほか、当該協定の名称、有効期間を表示すること。

なお、当該標識の設置場所は協定対象の民有林の存する市町村森林整備計画の公益的機能別施業森林区域内となることに留意すること。

4. 関係地方公共団体等との連携

(1) 協定区域内に都道府県林道、市町村林道等が存在する場合又は開設計画がある場合には、協定締結者の間で行われる協議への参加を求めるなど、関係地方公共団体と必要な連携を図るよう努めること。

(2) 自然公園等の区域内の国有林野又は希少な野生生物が生育・生息する国有林野を協定区域に含めようとする場合には、環境省・林野庁地方連絡会議等によ

り環境省地方環境事務所、都道府県関係部局等に情報を提供し、環境行政との適切な連携を図るよう努めること。

5. 協定内容の変更又は解除

- (1) 市町村森林整備計画又は国有林の地域別の森林計画の変更等により、当該協定の内容が、法第10条の15第4項各号及び規則第30条に定める掲げる基準に適合しなくなると認められる場合、森林管理局長は、協定の相手方と協議の上、協定の変更又は解除を行うものとする。
- (2) 協定内容の変更及び解除は、1から4までの定めるところに準じて行うものとする。

附則

本改正は、令和4年4月1日から施行する。